

2 文科初第 1427 号
開若発 1228 第 1 号
令和 2 年 12 月 28 日

各都道府県・指定都市教育委員会高等学校等主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務担当課長
各国公私立大学学生部長（担当職）
各公私立短期大学事務部長（担当職）
各国公私立高等専門学校事務部長（担当職） 殿
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
各都道府県専修学校主管課長
専修学校を置く国立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文 部 科 学 省

総合教育政策局生涯学習推進課長

根 本 幸 枝

（公印省略）

初等中等教育局児童生徒課長

江 口 有 隣

（公印省略）

高等教育局学生・留学生課長

西 條 正 明

（公印省略）

厚 生 労 働 省

参事官（若年者・キャリア形成支援担当）

河 嶋 正 敏

（公印省略）

学校、地域若者サポートステーション、ハローワーク等の関係機関間の
連携強化による進路未決定卒業予定者への切れ目ない支援の実施について（依頼）

現在、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）の中途退学者、中途退学し就労等へ進路変更することが明確化した者及び進路未決定卒業者（以下「中途退学者等」という。）に対する就職支援については、「高等学校等、地域若者サポートステーション及びハローワーク等の関係機関間の連携強化による中途退学者等への切れ目ない支援の実施について」（平成28年6月20日付け28文科初第464号、職発0620第9号、能開0620号第4号、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省職業安定局長、厚生労働省職業能力開発局長連名通知。別添1参照）を踏まえ、高等学校等と連携を図りながら、ハローワークによる支援のほか、平成29年度からは、全国に設置されている地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。別添2参照）において、アウトリーチ型の支援が実施されているところです。なお、大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校専門課程（以下「大学等」という。）の中途退学者等に対しても、大学等と連携を図りながら、同様の支援が行われているところです。

これらの支援については、高等学校等に係る前身の事業となる「サポステ・学校連携推進事業」に対して、「平成25年度行政事業レビュー 秋の年次公開検証（秋のレビュー）」において、学校教育と労働行政・雇用対策の役割分担を明確化することで、行政全体の効率性を確保する等の視点に基づき、事業の見直しが指摘されたことから、支援対象者を中途退学者等に限定し、在學生は支援対象外としております。

しかしながら、在學生であっても、ハローワークに行く前の準備段階での支援が必要な場合は、卒業後に必要な支援が途切れることなく、切れ目ない支援を行うためには、在學時からサポステによる支援を行うことも必要です。

このため、今般、サポステの支援対象者の範囲について改めて整理を行い、学校教育に支障が生じないよう配慮した結果、原則、教育課程への影響が少ない卒業・修了年度の1月以降から卒業・修了式に至る時期において、進路が未決定の在學生（以下「進路未決定卒業予定者」という。）についてもサポステの支援対象者に含めることとしました（別添3参照）。

については、貴職におかれても、上記のサポステの支援対象者の見直しについて広く周知いただくとともに、学校、サポステ、ハローワーク等の関係機関間の連携がより一層推進されるよう必要な指導、助言及び援助をお願いいたします。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会においては域内の高等学校及び中等教育学校を設置する市町村教育委員会、所管する高等学校、中等教育学校及び専修学校に対して、各都道府県においては所轄の学校法人及び専修学校に対して、国立大学法人においてはその設置する高等学校、中等教育学校及び専修学校に対して、厚生労働省においては所管の専修学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

(参考) 支援対象者の区分

ハローワーク支援対象者・・・通常ハローワークが取り扱う求人への就職に向けて対応できると考えられる者

サポステ支援対象者・・・就職に向けた取組への意欲はあるものの、生活習慣の乱れやコミュニケーション能力の不足など複数の課題を抱えており、ハローワークの就職支援を受けても、通常ハローワークが取り扱う求人への就職が困難であると考えられる者

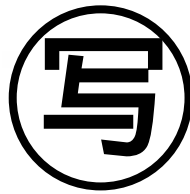
【本件問合せ先】

厚生労働省人材開発統括官付

若年者・キャリア形成支援担当参事官室

若年自立支援係

TEL : 03-5253-1111 (内線 5937, 5321)



別添 1

28文科初第464号
職発0620第9号
能発0620第4号
平成28年6月20日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人の長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長
小松親次郎



文部科学省生涯学習政策局長
有松育子



厚生労働省職業安定局長
生田正之



厚生労働省職業能力開発局長
宮川



高等学校等、地域若者サポートステーション及びハローワーク等の関係機関間の
連携強化による中途退学者等への切れ目ない支援の実施について（通知）

近年、若者の人口が減少している中、高等学校における中途退学者数は年々減少して
いるものの、平成26年度においては5万人を超える中途退学者が存在しており、また、
15歳から34歳で、就労しておらず、家事も通学もしていない若年無業者の数は約60万人
で高止まりしている状況にあります。これらの若者の就労を支援することは、若者の可

能性を広げるのみならず、経済的に自立させ、地域社会の支い手とするとともに、我が国の産業の担い手を育成するために重要な課題となっています。

このような状況の中、先般、公表された「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、「若年無業者等についても、ハローワーク、地域若者サポートステーション、自治体、NPO等の関係機関が連携して、就労・自立に向けた支援に取り組む」ことが重要な課題として位置づけられ、また、教育再生実行会議第九次提言「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」（平成28年5月20日）においても、「高等学校中退者については、関係省庁が協力し、学校、教育委員会、地方公共団体の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーション等が連携して、中退後も就労や再度の就学につなげる支援を行う体制の構築を促進、支援する。」ことが指摘されるなど、各関係機関間における連携をより一層強化し、中途退学者を含む若年無業者等の就労・自立に向けた支援に取り組むことが求められています。

これらのことを踏まえ、国においては、文部科学省と厚生労働省の間の連携を一層強化し、高等学校中途退学者等に対する就労等への支援の充実を図ることとしております。

ついては、貴職におかれても、下記により高等学校等と地域若者サポートステーション及びハローワーク等（以下「サポステ等」という。）の関係機関間の連携を強化し、中途退学者等への切れ目ない支援の一層の充実を努められるよう特段のご配慮をお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校（専修学校の高等課程を置くものを含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事におかれては所管又は所轄の学校及び学校法人等並びに地域若者サポートステーションに対し、附属学校を置く各国立大学法人におかれては附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校に対し、それぞれ下記について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 高等学校等において取り組むべき具体的事項

- 1 中学校、中等教育学校、高等学校、専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）において、中途退学者、中途退学し就労等へ進路変更することが明確化した者及び進路未決定卒業生（以下「中途退学者等」という。）に対して、サポステ等が実施する支援内容等について詳細な情報提供を行うこと。
- 2 サポステ等の関係機関との間での定期的な会議の開催等を通じ、就労・自立支援を求める中途退学者等について情報共有を図るとともに、可能な範囲で具体の支援内容の検討に参画すること。
- 3 中途退学者等がサポステ等の支援等を希望する場合、本人や保護者の同意の下、サポステ等へ個別に情報提供を行うとともに、必要に応じて学校内で相談等が行えるよう配慮すること。
- 4 「高等学校就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）」や「補習等のための指導員等派遣事業（高等学校進路アドバイザー）」等を活用した専門人材を学校に

配置し、進路等のカウンセリングを行うなど、中途退学者等への支援の充実を図りたいこと。

第2 サポステ等において取り組むべき具体的事項

- 1 各都道府県教育委員会等の協力を得つつ、高等学校等に対し、サポステ等の支援内容等について、チラシ等を用いた詳細な情報提供や、必要に応じてサポステ等の職員による全生徒を対象とした講話等の実施に努めること。
- 2 高等学校等との間での定期的な会議の開催等を通じ、就労・自立支援を求める中途退学者等の支援対象者を把握するとともに、具体の効果的な支援内容を検討すること。
- 3 中途退学し就労等へ進路変更することが明確化した者の希望に応じ、中途退学後の円滑な支援に繋がるよう、地域若者サポートステーション職員が高等学校等に訪問して支援内容、手続きの説明等を行うこと（なお、地域若者サポートステーションへの登録は当該者が中途退学した後となることに留意すること。）。
- 4 中途退学者及び進路未決定卒業者の希望に応じ、地域若者サポートステーション職員が自宅や学校等へ訪問するアウトリーチ型の相談等のきめ細かい対応を行い、各種自立支援プログラムへ誘導すること。

(参考1) 「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)(抄)

教育再生実行会議第九次提言(平成28年5月20日)(抄)

(参考2) 地域若者サポートステーション事業の概要

(参考3) 平成28年度地域若者サポートステーション一覧

【本件問い合わせ先】

- 中学校・中等教育学校・高等学校について
文部科学省初等中等教育局高校教育改革PT
キャリア教育・進路指導担当
TEL: 03-5253-4111 (内線4728)
- 専修学校について
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室
TEL: 03-5253-4111 (内線2939)
- 地域若者サポートステーションについて
厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援課
地域連携推進係
TEL: 03-5253-1111 (内線5937)

(参考1)

ニッポン一億総活躍プラン（抄）
（平成28年6月2日閣議決定）

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(7) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者等の活躍支援

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者（発達障害者など）等に対して、個々人の特性に応じて将来の目指すべき姿を描きながら、医療、福祉、教育、進路選択、中退からの再チャレンジ、就労などについて、専門機関が連携して伴走型の支援に取り組む。若年無業者等についても、ハローワーク、地域若者サポートステーション、自治体、NPO 等の関係機関が連携して、就労・自立に向けた支援に取り組む。さらに、性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進める。

全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ（抄）
（平成28年5月20日教育再生実行会議第九次提言）

1. 多様な個性が活かされる教育の実現

(2) 不登校等の子供たちへの教育

〔高校中退者を継続支援する体制の構築等〕

- 国は、不登校等の子供に対し学校卒業後も継続的に相談・支援が行われるよう、地方公共団体において教育・福祉・労働などの関係機関が連携した体制の構築を促進するため、先進的な取組事例の周知やガイドラインの作成等を行う。高等学校中退者については、関係省庁が協力し、学校、教育委員会、地方公共団体の福祉・労働部局、ハローワーク、地域若者サポートステーション等が連携して、中退後も就労や再度の就学につなげる支援を行う体制の構築を促進、支援する。

平成28年度地域若者サポートステーション事業の概要

1 趣旨・目的

若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者数は近年、約60万人で高止まりしている。これら若年無業者等の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要な施策である。

このため、若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）」において、地方自治体と協働し、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施する。

2 事業内容

地方公共団体の支援の下に、サポステを核とした若者支援のための各支援機関ネットワークを整備し、当該ネットワークを活用し、ハローワーク等と連携して若年無業者等の職業的自立に向けた支援を行う。

(1) サポステ相談等支援事業

ア 相談等支援

キャリアコンサルタントなどのキャリア形成支援を行う者が支援対象者毎に支援計画の作成を行い、その計画に基づき、就職に向けた相談支援及び個別・グループによる就労に向け踏み出すためのプログラム等を利用した支援を行う。ハローワークへの誘導をはじめとする支援対象者にとってその時々にもっとも適した支援が継続的に受けられるように配慮する。

イ ハローワーク等他の若者支援機関との連携

支援対象者に対し、適した支援を継続的に行うことができるよう、支援対象者の状況に応じて他の若者支援機関に誘導する等、各機関間で担当者レベルの恒常的な連携を行う。さらに、学校を支援機関ネットワークに加えることで、本人や家族の同意の下、学校とハローワーク及びサポステ間での中途退学者情報の共有を推進し、サポステ等での支援につなげる。併せて、学校から中途退学する可能性が明確化した者に対する支援の要請があった場合は、必要に応じて学校等へ訪問し、支援を実施する。

(2) 若年無業者等集中訓練プログラム事業（一部サポステで実施）

合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に行い、就労に結びつける。（プログラム開始予定日において、15～39歳であるサポステ登録者が対象。）

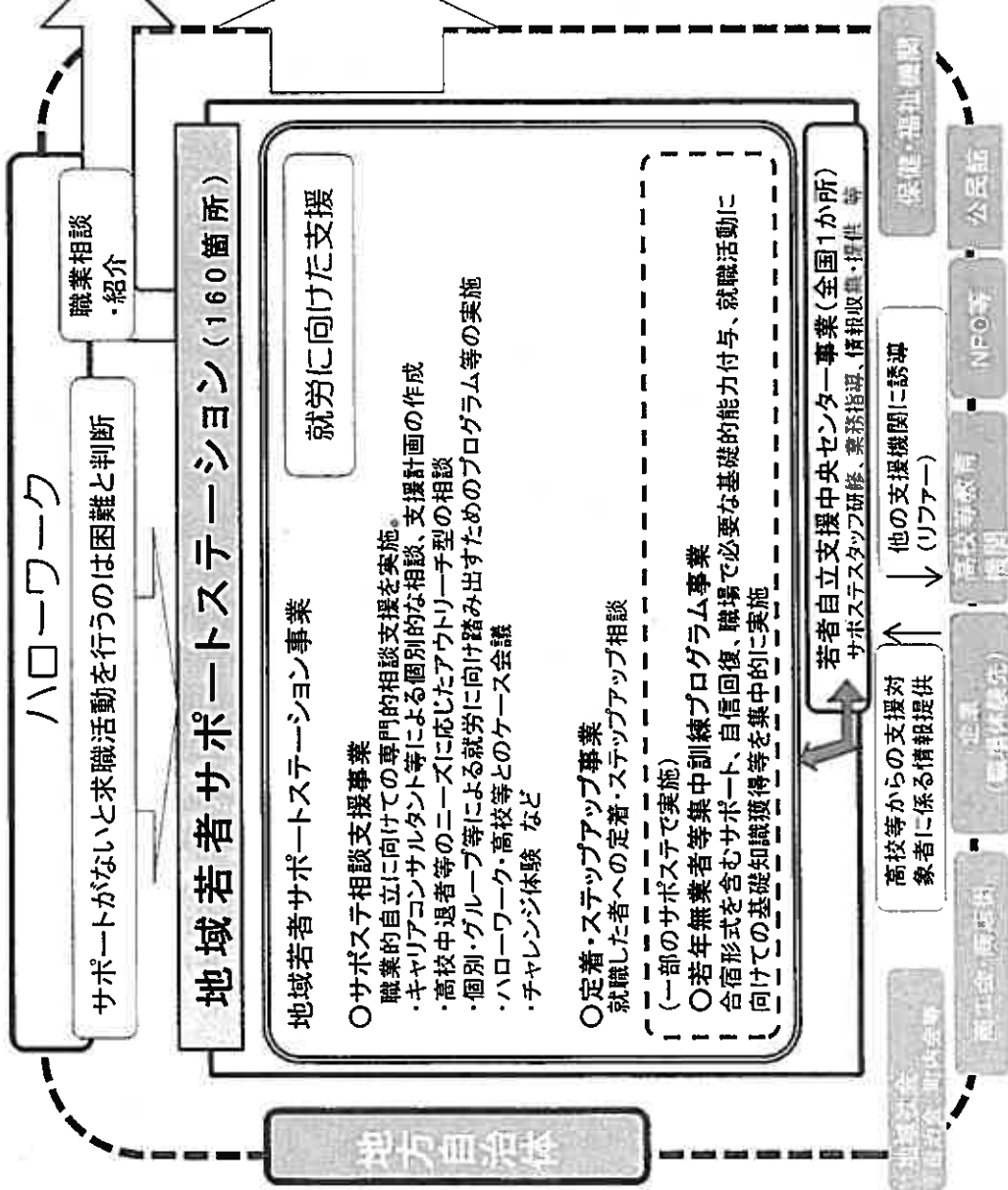
(3) 定着・ステップアップ事業

サポステの支援を受けて就職した者に、就労後の職場定着のためのフォロー等を実施するほか、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援を行う。

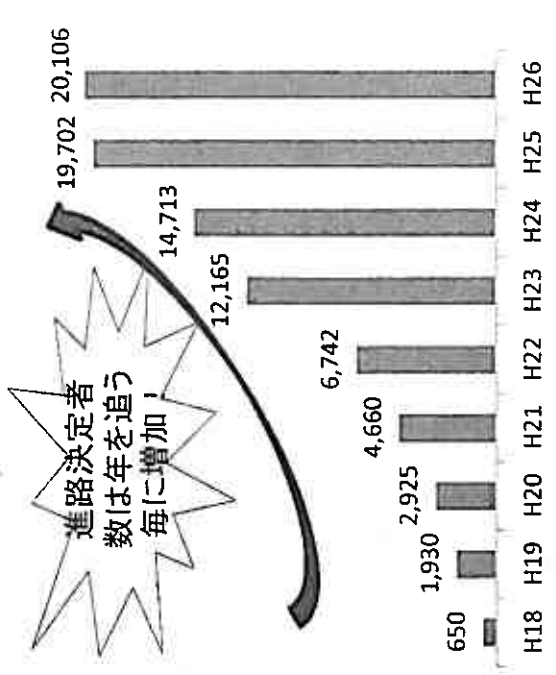


- 若者の数が減っているにもかかわらず、若年無業者(二一ト※1)の数は近年、約60万人で高止まり。
- これらの者の就労を支援することは、若者の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要。
- このため、若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」(※2)において、地方自治体と協働し(※3)、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施。

※1 15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者 ※2 H18年度～。若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等が実施。15～39歳対象 ※3 地方自治体から予算措置等



【サポステの実績の推移】
進路決定件数



設置箇所数	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
	25	50	77	92	100	110	116	160	160

平成28年度 地域若者サポートステーション一覧

(平成28年4月1日現在)

	設置場所	サポステ名称	運営団体
1	北海道 札幌市	さっぽろ若者サポートステーション	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
2	北海道 旭川市	あさひかわ若者サポートステーション	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
3	北海道 釧路市	くしろ若者サポートステーション	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
4	北海道 函館市	はこだて若者サポートステーション	一般財団法人北海道国際交流センター
5	北海道 苫小牧市	とまこまい若者サポートステーション	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
6	北海道 北見市	オホーツク若者サポートステーション	特定非営利活動法人ワークフェア
7	北海道 岩見沢市	岩見沢地域若者サポートステーション	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
8	北海道 帯広市	おびひろ地域若者サポートステーション	社会福祉法人 慧誠会
9	青森県 青森市	あおもり若者サポートステーション	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
10	青森県 八戸市	はちのへ若者サポートステーション	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
11	青森県 弘前市	ひろさき若者サポートステーション	株式会社・M・S
12	岩手県 盛岡市	もりおか若者サポートステーション	特定非営利活動法人もりおかユースポート
13	岩手県 一関市	いちのせき若者サポートステーション	特定非営利活動法人 レスパイトハウス・ハンズ
14	宮城県 仙台市	せんたい若者サポートステーション	特定非営利活動法人 わたげの会
15	宮城県 大崎市	みやぎ北若者サポートステーション	企業組合労協センター事業団
16	宮城県 石巻市	石巻地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
17	秋田県 秋田市	あきた若者サポートステーション	特定非営利活動法人 KOU
18	秋田県 横手市	秋田県南若者サポートステーションよこて	特定非営利活動法人秋田県南NPOセンター
19	山形県 酒田市	庄内地域若者サポートステーション	山形県中小企業団体中央会
20	山形県 米沢市	置賜若者サポートステーション	特定非営利活動法人 With優
21	山形県 山形市	やまがた若者サポートステーション	認定特定非営利活動法人発達支援研究センター
22	福島県 福島市	ふくしま若者サポートステーション	特定非営利活動法人ビーンズふくしま
23	福島県 郡山市	こおりやま若者サポートステーション	特定非営利活動法人ビーンズふくしま
24	福島県 いわき市	いわき若者サポートステーション	NPO法人明日飛子ども自立の里
25	福島県 会津若松市	会津地域若者サポートステーション	株式会社みとみ
26	福島県 西白河郡	ふくしま県南地域若者サポートステーション	アネシス学院株式会社
27	茨城県 水戸市	いばらき若者サポートステーション	特定非営利活動法人すだち
28	茨城県 筑西市	いばらき県西若者サポートステーション	一般社団法人 アイネット
29	茨城県 つくば市	いばらき県南若者サポートステーション	一般社団法人アイケイツくば
30	栃木県 宇都宮市	とちぎ若者サポートステーション	一般社団法人 栃木県若年者支援機構
31	栃木県 小山市	とちぎ県南若者サポートステーション	一般社団法人とちぎ青少年自立援助センター
32	栃木県 那須塩原市	とちぎ県北若者サポートステーション	特定非営利活動法人キャリアコーチ
33	群馬県 前橋市	ぐんま若者サポートステーション	特定非営利活動法人キャリア倶楽部
34	群馬県 太田市	東毛若者サポートステーション	特定非営利活動法人キャリア倶楽部
35	埼玉県 川口市	かわぐち若者サポートステーション	認定特定非営利活動法人育て上げネット
36	埼玉県 深谷市	深谷若者サポートステーション	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
37	埼玉県 さいたま市	地域若者サポートステーションさいたま	特定非営利活動法人さいたまユースサポートネット
38	埼玉県 春日部市	かすかべ若者サポートステーション	一般社団法人 感動プロジェクト
39	千葉県 市川市	いちかわ・うらやす若者サポートステーション	特定非営利活動法人ニュースタート事務局
40	千葉県 柏市	かしわ地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人 キャリアデザイン研究所

平成28年度 地域若者サポートステーション一覧

	設置場所	サポステ名称	運営団体
41	千葉県 成田市	ちば北総地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人ワーカズコープ
42	千葉県 木更津市	ちば南部地域若者サポートステーション	株式会社IBジャパン
43	千葉県 船橋市	ふなばし地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人セカンドスペース
44	千葉県 茂原市	ちば南東部地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人ユース・サポート・センター・友慧塾
45	千葉県 松戸市	まつど地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人キャリアデザイン研究所
46	千葉県 千葉市	ちば地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人セカンドスペース
47	東京都 足立区	あだち若者サポートステーション	特定非営利活動法人青少年自立援助センター
48	東京都 立川市	たちかわ若者サポートステーション	認定特定非営利活動法人育て上げネット
49	東京都 三鷹市	みたか地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク
50	東京都 新宿区	しんじゆく若者サポートステーション	特定非営利活動法人ワーカズコープ
51	東京都 世田谷区	せたがや若者サポートステーション	特定非営利活動法人ワーカズコープ
52	東京都 板橋区	いたばし若者サポートステーション	特定非営利活動法人青少年自立援助センター
53	東京都 練馬区	ねりま若者サポートステーション	特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク
54	東京都 調布市	ちょうふ若者サポートステーション	認定特定非営利活動法人育て上げネット
55	東京都 福生市	多摩若者サポートステーション	特定非営利活動法人青少年自立援助センター
56	神奈川県 横浜市	よこはま若者サポートステーション	特定非営利活動法人ユースポート横浜
57	神奈川県 相模原市	さがみはら若者サポートステーション	特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク
58	神奈川県 鎌倉市	湘南・横浜若者サポートステーション	株式会社K2インターナショナルジャパン
59	神奈川県 川崎市	かわさき若者サポートステーション	認定特定非営利活動法人育て上げネット
60	神奈川県 小田原市	神奈川県西部地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人子どもと生活文化協会
61	神奈川県 厚木市	神奈川県中央地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人子どもと生活文化協会
62	新潟県 三条市	三条地域若者サポートステーション	ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟
63	新潟県 新潟市	新潟地域若者サポートステーション	企業組合労協センター事業団
64	新潟県 新発田市	下越地域若者サポートステーション	企業組合労協センター事業団
65	新潟県 長岡市	長岡地域若者サポートステーション	ささえあいコミュニティ生活協同組合新潟
66	新潟県 上越市	上越地域若者サポートステーション	公益財団法人新潟県雇用環境整備財団
67	富山県 富山市	富山県若者サポートステーション	一般財団法人富山勤労総合福祉センター
68	富山県 高岡市	高岡地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人 北陸青少年自立援助センター
69	富山県 黒部市	にいかわ若者サポートステーション	特定非営利活動法人 教育研究所
70	石川県 金沢市	いしかわ若者サポートステーション	石川県人材育成推進機構
71	福井県 福井市	ふくい若者サポートステーション	特定非営利活動法人 福井県セルフ採掘センター
72	山梨県 富士吉田市	ぐんない若者サポートステーション	有限会社アドラック
73	山梨県 甲府市	やまなし若者サポートステーション	有限会社アドラック
74	長野県 塩尻市	しおじり若者サポートステーション	特定非営利活動法人ジョイフル
75	長野県 長野市	ながの若者サポートステーション	企業組合 労協ながの
76	長野県 上田市	若者サポートステーション・シナノ	特定非営利活動法人 待学園スクオーラ・今人
77	岐阜県 岐阜市	岐阜県若者サポートステーション	NPO法人ICDS
78	静岡県 三島市	しずおか東部若者サポートステーション	特定非営利活動法人リベラヒューマンサポート
79	静岡県 静岡市	静岡地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人 青少年就労支援ネットワーク静岡
80	静岡県 浜松市	地域若者サポートステーションはままつ	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会

平成28年度 地域若者サポートステーション一覧

	設置場所	サポステ名称	運営団体
81	静岡県 掛川市	地域若者サポートステーションかけがわ	特定非営利活動法人青少年就労支援ネットワーク静岡
82	愛知県 蒲郡市	がまごおり若者サポートステーション	特定非営利活動法人青少年自立援助センター 北斗寮
83	愛知県 名古屋市	なごや若者サポートステーション	NPO法人ICDS
84	愛知県 安城市	安城若者サポートステーション	特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会
85	愛知県 豊橋市	とよはし若者サポートステーション	特定非営利活動法人 いまから
86	愛知県 一宮市	いちのみや若者サポートステーション	特定非営利活動法人 エンド・ゴール
87	愛知県 春日井市	春日井若者サポートステーション	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
88	愛知県 知多市	ちた地域若者サポートステーション	NPO法人ICDS
89	三重県 津市	若者就業サポートステーション・みえ	公益財団法人 三重県労働福祉協会
90	三重県 伊勢市	いせ若者就業サポートステーション	特定非営利活動法人いせコンビネット
91	三重県 伊賀市	いが若者サポートステーション	社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会
92	三重県 四日市市	北勢地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人市民社会研究所
93	滋賀県 草津市	滋賀県地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人 就労ネットワーク滋賀
94	滋賀県 大津市	大津若者サポートステーション	特定非営利活動法人 就労ネットワーク滋賀
95	京都府 京都市	京都若者サポートステーション	公益財団法人京都市ユースサービス協会
96	京都府 宇治市	宇治(京都南)若者サポートステーション	特定非営利活動法人ささえ
97	京都府 舞鶴市	北京都若者サポートステーション	特定非営利活動法人よのなか塾
98	大阪府 大阪市	大阪府若者サポートステーション	特定非営利活動法人スマイルスタイル
99	大阪府 高槻市	北大阪若者サポートステーション	特定非営利活動法人フェルマータ
100	大阪府 泉佐野市	南大阪地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人おおさか若者就労支援機構
101	大阪府 大阪市	大阪市若者サポートステーション	認定特定非営利活動法人育て上げネット
102	大阪府 東大阪市	東大阪若者サポートステーション	社会福祉法人つむぎ福祉会
103	大阪府 枚方市	枚方若者サポートステーション	特定非営利活動法人ホース・フレンズ事務局
104	大阪府 富田林市	南河内若者サポートステーション	一般社団法人大阪青少年支援機構ボラリス
105	大阪府 豊中市	とよなか若者サポートステーション	一般社団法人キャリアブリッジ
106	大阪府 堺市	堺市若者サポートステーション	特定非営利活動法人み・らいず
107	兵庫県 神戸市	こうべ若者サポートステーション	特定非営利活動法人こうべユースネット
108	兵庫県 姫路市	ひめじ若者サポートステーション	認定特定非営利活動法人コムサロン21
109	兵庫県 三田市	さんだ若者サポートステーション	特定非営利活動法人 こうべユースネット
110	兵庫県 豊岡市	若者サポートステーション豊岡	企業組合労協センター事業団
111	兵庫県 宝塚市	宝塚地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人宝塚NPOセンター
112	兵庫県 西宮市	西宮若者サポートステーション	特定非営利活動法人こうべユースネット
113	兵庫県 明石市	あかし若者サポートステーション	特定非営利活動法人こうべユースネット
114	奈良県 桜井市	若者サポートステーションやまと	株式会社やまと
115	奈良県 奈良市	奈良若者サポートステーション	特定非営利活動法人スマイルスタイル
116	和歌山県 和歌山市	若者サポートステーションわかやま	株式会社キャリア・プレスユー
117	和歌山県 田辺市	南紀若者サポートステーション	特定非営利活動法人ハートツリー
118	和歌山県 橋本市	若者サポートステーションきのかわ	株式会社キャリア・プレスユー
119	鳥取県 鳥取市	とっとり若者サポートステーション	社会福祉法人鳥取こども学園
120	鳥取県 米子市	よなご若者サポートステーション	社会福祉法人鳥取こども学園

平成28年度 地域若者サポートステーション一覧

	設置場所	サポステ名称	運営団体
121	島根県 松江市	しまね東部若者サポートステーション	特定非営利活動法人元気応援ネットワーク
122	島根県 浜田市	しまね西部若者サポートステーション	特定非営利活動法人元気応援ネットワーク
123	岡山県 岡山市	おかやま地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
124	岡山県 倉敷市	くらしき地域若者サポートステーション	株式会社やまと
125	広島県 広島市	広島地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人キャリアネット広島
126	広島県 安佐北区	ひろしま北部若者サポートステーション	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
127	広島県 福山市	ふくやま地域若者サポートステーション	特定非営利活動法人どりむスイッチ
128	山口県 防府市	ほうふ若者サポートステーション	特定非営利活動法人 コミュニティ友協会
129	山口県 周南市	しゅうなん若者サポートステーション	一般社団法人 山口県労働者福祉協議会
130	山口県 宇部市	うべ若者サポートステーション	特定非営利活動法人ライフワーク支援機構
131	山口県 下関市	しものせき若者サポートステーション	株式会社セントメディア
132	徳島県 徳島市	とくしま地域若者サポートステーション	公益社団法人徳島県労働者福祉協議会
133	徳島県 阿波市	あわ地域若者サポートステーション	公益社団法人徳島県労働者福祉協議会
134	香川県 高松市	かがわ若者サポートステーション	特定非営利活動法人 さめき自立支援ネットワーク
135	香川県 丸亀市	さめき若者サポートステーション	特定非営利活動法人 さめき自立支援ネットワーク
136	愛媛県 松山市	えひめ若者サポートステーション	イヨテツケーターサービス株式会社
137	愛媛県 新居浜市	東予若者サポートステーション	イヨテツケーターサービス株式会社
138	高知県 高知市	こうち若者サポートステーション	社会福祉法人高知県社会福祉協議会
139	高知県 南国市	高知黒潮若者サポートステーション	特定非営利活動法人青少年自立援助センター
140	福岡県 福岡市	福岡若者サポートステーション	特定非営利活動法人 JACFA
141	福岡県 北九州市	北九州若者サポートステーション	一般社団法人オーガニックババユニティ
142	福岡県 飯塚市	筑豊若者サポートステーション	一般社団法人オーガニックババユニティ
143	福岡県 久留米市	筑後若者サポートステーション	特定非営利活動法人 JACFA
144	佐賀県 佐賀市	さが若者サポートステーション	特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス
145	佐賀県 武雄市	たけお若者サポートステーション	特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス
146	長崎県 長崎市	長崎若者サポートステーション	一般社団法人 若者自立支援長崎ネットワーク
147	長崎県 佐世保市	若者サポートステーション佐世保	一般社団法人長崎自立支援若者ネットワーク
148	長崎県 五島市	五島若者サポートステーション	一般社団法人 若者自立支援長崎ネットワーク
149	熊本県 熊本市	くまもと若者サポートステーション	特定非営利活動法人 おーさあ
150	熊本県 玉名市	たまな若者サポートステーション	学校法人松本学園
151	熊本県 人吉市	ひとよしくま若者サポートステーション	特定非営利活動法人くまもと学習支援ネットワーク
152	大分県 大分市	おおいた地域若者サポートステーション	公益財団法人 大分県総合雇用推進協会
153	大分県 佐伯市	おおいた県南地域若者サポートステーション	公益財団法人大分県総合雇用推進協会
154	宮崎県 宮崎市	みやざき若者サポートステーション	株式会社九州コミュニティカレッジ
155	宮崎県 都城市	みやざき県南若者サポートステーション	株式会社九州コミュニティカレッジ
156	鹿児島県 鹿児島市	かごしま若者サポートステーション	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
157	鹿児島県 霧島市	霧島・大隅若者サポートステーション	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
158	沖縄県 沖縄市	地域若者サポートステーション沖縄	特定非営利活動法人サポートセンターゆめさき
159	沖縄県 名護市	地域若者サポートステーションなご	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
160	沖縄県 浦添市	地域若者サポートステーション琉球	特定非営利活動法人サポートセンターゆめさき

地域若者サポートステーション事業について

1 趣旨・目的

地域若者サポートステーション事業は、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない15歳から39歳の無業者及び就職氷河期世代（40歳から49歳）の無業者（以下「若年無業者等」という。）の職業的自立支援を目的としている。

各地域において、関係機関が若者自立支援のためのネットワークを構築し、都道府県労働局が民間団体に委託する「地域若者サポートステーション」（以下「サポステ」という。）を中心に本事業を実施する。また、サポステが学校等との連携体制を構築し、中退者情報の共有を促進するとともに、訪問支援等により、サポステによる在学学生及び学校の中途退学者の支援を充実する等、学校との切れ目のない支援を行い、若者が若年無業者等になることの未然防止を図る。

2 事業内容

地方公共団体の支援の下に、サポステを核とした若者支援のための各支援機関ネットワークを整備し、当該ネットワークを活用して、若年無業者等の職業的自立に向けた支援を行う。

（1）サポステ相談支援事業

ア 若者総合相談窓口の設置

若者総合相談を行うための窓口を設置し、キャリア・コンサルタント等のキャリア形成支援を行う者を配置し、それら者による相談支援又は他機関への誘導等によって、支援対象者が、その時々にもっとも適した支援を、継続的に受けられるようにする。

イ ハローワーク等他の若者支援機関との連携

支援対象者に対し、適した支援を継続的に行うことができるよう、支援対象者の状況に応じて他の若者支援機関に誘導する等、各機関間で担当者レベルの恒常的な連携を行うこと。

支援対象者の候補となる若者等（以下「支援対象候補者」という。）の把握に当たっては、個人情報保護法令及び条例等のために配慮しつつ、他の若者支援機関との情報交換を行うものとする。

（2）アウトリーチプログラム

ア 学校の要望等に応じ、サポステによる支援ニーズが高い学校と重点的に連携を確保するものとする。

イ 学校との連携において、必要に応じ支援対象者に携わる教育職員等と連携会議を適宜実施する。連携会議は、支援の内容、実態把握、情報収集等の場とする。

ウ 教育機関を対象とした周知及び広報活動等を行う。

エ 学校と連携した支援を実施する。サポステは連携会議等の検討を受け、本人や家族の同意の者、学校とハローワーク間での中退者情報の共有や、学校中退者及び中退予定者を対象とした訪問支援を行う。

(3) 若年無業者等集中訓練プログラム事業（一部サポステで実施）

合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習の訓練を集中的に行い、就労に結びつける。

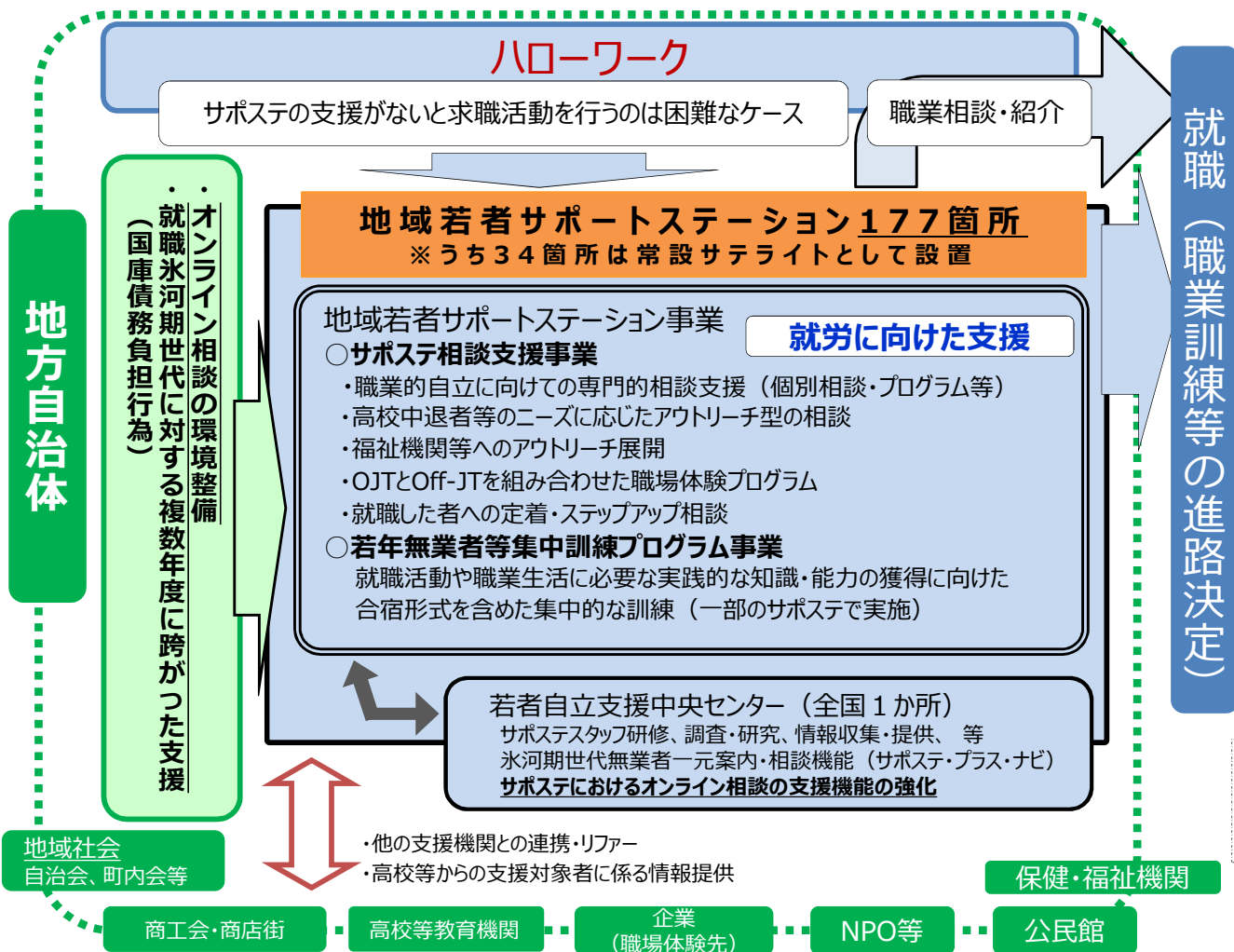
(4) 定着・ステップアップ事業

サポステの支援を受けて就職した者に、就労後の職場定着のためのフォローを実施するほか、より安定した就労形態にステップアップできるよう支援を行う。

地域若者サポートステーション事業

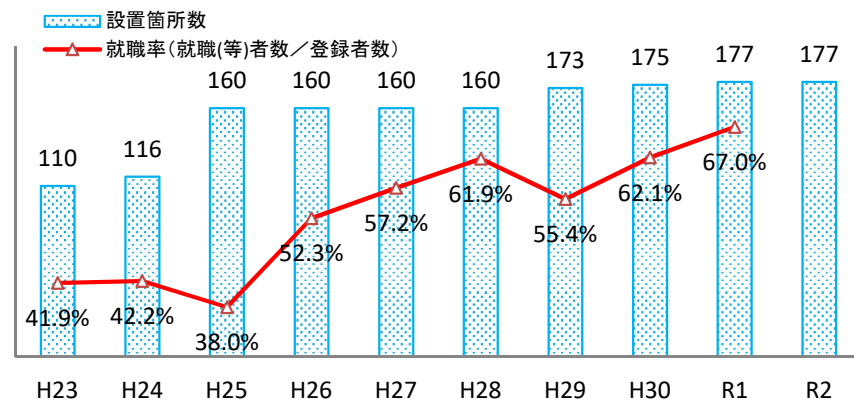
- 若者の数が減少する一方で、若年無業者（ニート）※1の数は50万人台半ばで高止まりしており、いわゆる氷河期世代を含めた無業者の数は120万人に達している。
- これらの者の就労を支援することは、若者等の可能性を広げるだけでなく、将来生活保護に陥るリスクを未然に防止し、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要である。
- そのため、若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「**地域若者サポートステーション**」（※2）において、地方自治体と協働し（※3）、職業的自立に向けた専門的相談支援、高等学校・福祉機関等へのアウトリーチ相談、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等を実施する。
- 令和3年度は、就職氷河期世代の方々の着実な就職等の実現を強力に支援するため、**対象者の個別ニーズに対応した支援メニューを複数年度に跨がって一体的に提供するとともに、オンラインによる相談支援を促進する。**

（※1 15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者 ※2 H18年度～。若者支援の実績・ノウハウのあるNPO法人等 実施。15～49歳対象 ※3 地方自治体から予算措置等）



【サポステの実績】

進路決定者数(人)	うち就職等者数(人)	登録者数(人)	就職等率(%)	総利用件数(件)	相談件数(件)	セミナー等参加者数(人)
11,110	10,603	15,815	67.0%	457,293	287,413	169,880



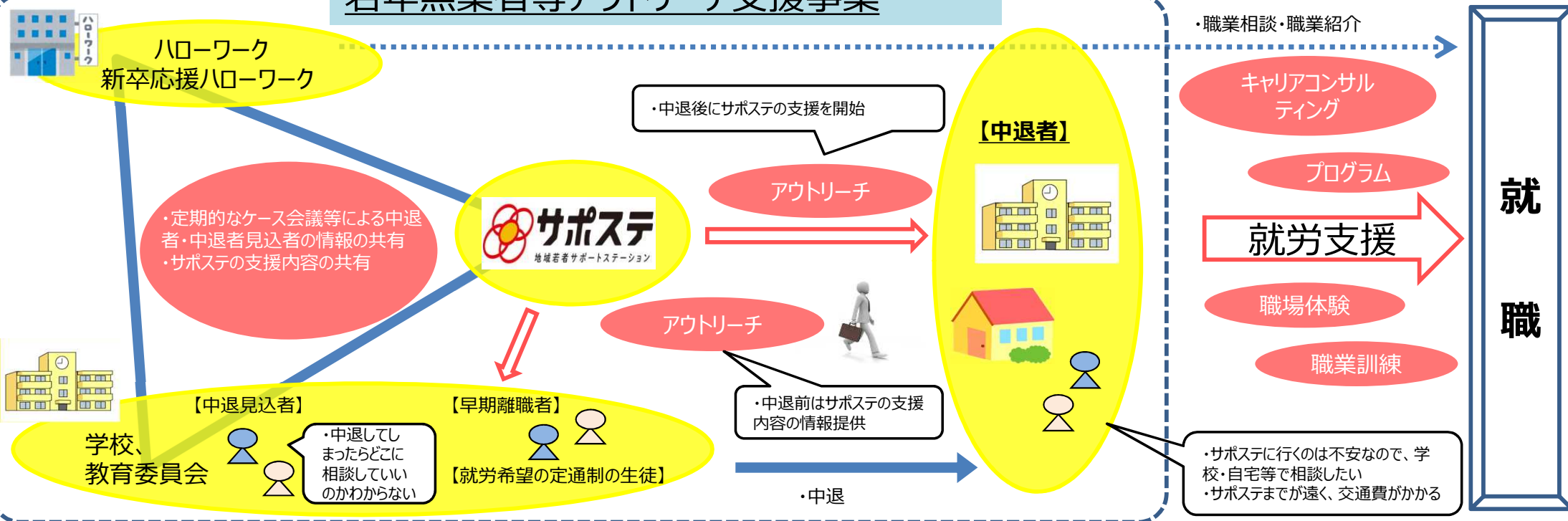
* 平成27年度より、「就職者」について雇用保険被保険者になり得る就職者に限定、さらに平成29年度より、雇用保険被保険者であることを書類により確認できる場合に限定
 * 平成30年度より、「就職等」とし、雇用保険被保険者となることが見込まれる就職及び公的職業訓練スキームへの移行も含めて評価

- 高校生徒数が減少している中、高校中退者の数は毎年5万人を越え、また若年無業者の数も50万人台半ばと高止まりしている状況にあり、こうした若者の切れ目ない支援を行うことは、若者の可能性を広げるだけでなく、経済的に自立させ、地域社会の支え手とするとともに、我が国の産業の担い手を育てるために重要な課題。
- こうした中、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）により、高校・高等専修学校とサポステ等の連携による中退者・若年無業者の若者等へのアウトリーチ型等の就労支援を実施することとされたことを踏まえ、中退者等の希望に応じて、地域若者サポートステーション職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の就労支援を実施。加えて、就労を希望する定時制・通信制の生徒、高校が把握した高卒就職早期離職者、新卒応援ハローワークが把握した無業リスクの高い大学中退者及び未就職卒業生等に対しても、本スキームを活用した効果的なアプローチを行う。

◆ サポステと学校等との連携による中退者支援（学校教育からの「切れ目ない支援」）

- 高校等に対するサポステの支援内容の詳細な情報提供
- 高校・ハローワーク等の関係機関との定期的な会議を通じた、就労を希望する中退者等の支援対象者の把握、支援内容の検討
- 中退の可能性が明確化した者の希望に応じた、高校等に出向いてサポステの紹介・説明、中退後の登録・支援開始
- 中退者の希望に応じた、高校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の相談等の決め細かい支援を実施

若年無業者等アウトリーチ支援事業





15～49歳で、仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者のうち、就労の意思はあるものの様々な課題をかかえている者。

- 「働きたいけど、どうしたらよいのかわからない・・・」
- 「働きたいけど、自信が持てず一歩を踏み出せない・・・」
自分になにかできるとは思えない など
- 「働きたいけど、人間関係の躓きで退職後、ブランクが長くなってしまって・・・」
- 生活リズムが不規則（昼夜逆転）
- コミュニケーションが苦手で・・・不安
 - ・大勢の中で活動できない
 - ・1対1なら話しができるが集団のなかでは話せない
- 守ろうとしても時間が守れない

課題は人により違う



相談支援

キャリアコンサルタント等による個別的な相談、支援計画の作成

- ・課題、問題点の洗い出し
- ・各種プログラム後のふりかえり
- ・個別支援計画の作成、目標設定

ハローワークなどを経て
社会へ
踏み出す
(就職)

就職した者への
定着支援・
ステップアップ相談

保護者からの相談も受付

小さな成功体験の積み重ねを繰り返す

個別、グループ等による就労に向け踏み出すためのプログラム等の実施

各種支援プログラム

コミュニケーション講座、職場見学、パソコン講座、就活セミナーなど

職場体験プログラム

産業界の求人ニーズの高い業種等でのOJTとoff-JTを組み合わせた就労体験プログラム

集中訓練プログラム

合宿を含むサポート、自信回復、職場に必要な基礎的能力付与、就職活動に向けての基礎知識獲得等を集中的に実施



コミュニケーション訓練



職場体験

- 地域の若者支援機関等と連携
- 学校、ハローワーク等関係機関と連携した、中退者等への切れ目ない支援の実施

高校中退者等アウトリーチプログラムの支援対象者と支援内容の全体像

対象	支援内容
在校生※	① 高等学校等に対するリーフレット等を用いた情報提供 ② 高等学校等との連携のための窓口となる担当者の設置依頼 ③ 全生徒又は就職希望者等を対象とした講話
中退が見込まれる者	④ 定期的な会議の開催を通じた、ハローワーク及び高等学校等との支援対象者の情報（氏名や連絡先）の共有 ⑤ 支援対象者の希望に応じた、個別の生徒等に対する、アウトリーチ型（支援対象者のところへ出向いて行うものをいう。以下同じ。）でのサポステ事業の情報提供
進路未決定卒業予定者	④・⑤に加え、以下を実施。 ⑥ 支援対象者の希望に応じた、アウトリーチ型でのサポステへの誘導を目的とした相談、各種自立支援プログラムへの誘導 ⑦ サポステにおける相談支援等各種支援プログラムの活用
中退者、進路未決定卒業生	進路未決定卒業予定者と同じ。

※ 定時制・通信制高校に在学し、就労しなければ通学や生計維持が困難である生徒で、生活習慣、就労意欲の不足、労働市場・仕事に係る理解不足等の課題があるため、ハローワークでの支援を通じた就職実現が直ちには困難と思われる生徒に対しては、所要の手順により登録を行い、上記①から⑦までの就職に向けた支援を行うことは差し支えないものとする。